

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2004-528333(P2004-528333A)
 【公表日】平成16年9月16日(2004.9.16)
 【年通号数】公開・登録公報2004-036
 【出願番号】特願2002-583390(P2002-583390)
 【国際特許分類】

C 0 7 D 233/60 (2006.01)
A 6 1 K 8/30 (2006.01)
A 6 1 K 8/49 (2006.01)
A 6 1 K 8/63 (2006.01)
A 6 1 K 8/67 (2006.01)
A 6 1 K 8/96 (2006.01)
A 6 1 K 8/00 (2006.01)
A 6 1 Q 5/00 (2006.01)
A 6 1 K 31/4164 (2006.01)
A 6 1 P 17/00 (2006.01)
A 6 1 P 17/02 (2006.01)
A 6 1 P 17/04 (2006.01)
A 6 1 P 17/08 (2006.01)
A 6 1 P 17/14 (2006.01)
A 6 1 P 23/02 (2006.01)
A 6 1 P 25/20 (2006.01)
A 6 1 P 29/00 (2006.01)
A 6 1 P 31/04 (2006.01)
A 6 1 P 31/10 (2006.01)
A 6 1 P 31/12 (2006.01)
A 6 1 P 33/10 (2006.01)

【F I】

C 0 7 D 233/60 1 0 3
 A 6 1 K 7/00 C
 A 6 1 K 7/00 D
 A 6 1 K 7/00 G
 A 6 1 K 7/00 H
 A 6 1 K 7/00 K
 A 6 1 K 7/06
 A 6 1 K 31/4164
 A 6 1 P 17/00
 A 6 1 P 17/02
 A 6 1 P 17/04
 A 6 1 P 17/08
 A 6 1 P 17/14
 A 6 1 P 23/02
 A 6 1 P 25/20
 A 6 1 P 29/00
 A 6 1 P 31/04
 A 6 1 P 31/10
 A 6 1 P 31/12

A 6 1 P 33/10

【手続補正書】

【提出日】平成17年8月31日(2005.8.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

- 1-(3-ベンジルオキシ-プロピル)₄, 5-ジフェニル-イミダゾール ;

- 1-(4-ベンジルオキシ-ブチル)₄, 5-ジフェニル-イミダゾール ;

- 1-(5-ベンジルオキシ-ペンチル)₄, 5-ジフェニル-イミダゾール ;

- 1-[3-(2, 3, 4-トリメトキシベンジルオキシ)-プロピル]₄, 5-ジフェニル-イミダゾール ;

- 1-[4-(2, 3, 4-トリメトキシベンジルオキシ)-ブチル]₄, 5-ジフェニル-イミダゾール ;

- 1-[5-(2, 3, 4-トリメトキシベンジルオキシ)-ペンチル]₄, 5-ジフェニル-イミダゾール ;

- 1-[3-(3, 4-ジメトキシベンジルオキシ)-プロピル]₄, 5-ジフェニル-イミダゾール ;

- 1-[4-(3, 4-ジメトキシベンジルオキシ)-ブチル]₄, 5-ジフェニル-イミダゾール ;

- 1-[5-(3, 4-ジメトキシベンジルオキシ)-ペンチル]₄, 5-ジフェニル-イミダゾール ;

- 1-[3-(3-メトキシベンジルオキシ)-プロピル]₄, 5-ジフェニル-イミダゾール ;

- 1-[4-(3-メトキシベンジルオキシ)-ブチル]₄, 5-ジフェニル-イミダゾール ;

- 1-[5-(3-メトキシベンジルオキシ)-ペンチル]₄, 5-ジフェニル-イミダゾール ;

- 1-[3-(4-メトキシベンジルオキシ)-プロピル]₄, 5-ジフェニル-イミダゾール ;

- 1-[4-(4-メトキシベンジルオキシ)-ブチル]₄, 5-ジフェニル-イミダゾール ;

- 1-[5-(4-メトキシベンジルオキシ)-ペンチル]₄, 5-ジフェニル-イミダゾール ;

- 1-[3-(4-ベンジルオキシ-3-メトキシベンジルオキシ)-プロピル]₄, 5-ジフェニル-イミダゾール ;

- 1-[4-(4-ベンジルオキシ-3-メトキシベンジルオキシ)-ブチル]₄, 5-ジフェニル-イミダゾール ;

- 1-[5-(4-ベンジルオキシ-3-メトキシベンジルオキシ)-ペンチル]₄, 5-ジフェニル-イミダゾール ;

- 1-[3-(1-ナフタレン-メトキシ)-プロピル]₄, 5-ジフェニル-イミダゾール ;

- 1-[4-(1-ナフタレン-メトキシ)-ブチル]₄, 5-ジフェニル-イミダゾール ;

- 1-[5-(1-ナフタレン-メトキシ)-ペンチル]₄, 5-ジフェニル-イミダゾール ;

から選択される 1-アルキル-4, 5-ジフェニル-イミダゾールファミリーの化合物あるいはその生理学的に許容可能な塩又はその光学もしくは幾何異性体。

【請求項2】

- 1-(3-ベンジルオキシ-プロピル)₄, 5-ジフェニル-イミダゾール ;

- 1-(4-ベンジルオキシ-ブチル)₄, 5-ジフェニル-イミダゾール ;

から選択される、請求項1に記載の化合物。

【請求項3】

1-(3-ベンジルオキシ-プロピル)₄, 5-ジフェニル-イミダゾールであることを特徴とする請求項1に記載の化合物。

【請求項 4】

請求項 1 ないし 3 のいずれか 1 項に記載の少なくとも一の化合物を含有する組成物。

【請求項 5】

化粧品的又は製薬的用途を意図していることを特徴とする請求項 4 に記載の組成物。

【請求項 6】

組成物の全重量に対して 0.001% ~ 20% の量、好ましくは組成物の全重量に対して 0.01% ~ 5% の量で、少なくとも一の請求項 1 に記載の化合物を含有していることを特徴とする、請求項 4 又は 5 に記載の化粧品用組成物。

【請求項 7】

抗菌剤、駆虫剤、抗真菌剤、抗ウイルス剤、抗炎症剤、止痒剤、麻酔剤、角質溶解剤、フリーラジカル捕捉剤、抗脂漏剤、抗フケ剤、抗ざ瘡剤及び/又は皮膚の分化及び/又はは増殖及び/又は色素沈着を低減する薬剤、毛髪の再成長における活性を改善し、及び/又はは抜毛を停止させるための薬剤、及び植物及び/又は細菌由来の抽出物から選択される少なくとも一の薬剤をさらに含有していることを特徴とする、請求項 4 ないし 6 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 8】

抗炎症剤が、ステロイド系又は非ステロイド系の抗炎症剤から選択されることを特徴とする請求項 7 に記載の組成物。

【請求項 9】

化粧品的又は製薬的に許容可能な媒体中に、刺激性副作用を有する少なくとも一の生成物と、請求項 1 ないし 3 のいずれか 1 項に記載の 1-アルキル-4,5-ジフェニル-イミダゾールファミリー の少なくとも一の化合物を含有せしめてなることを特徴とする化粧品用又は製薬用組成物。

【請求項 10】

刺激性副作用を有する生成物が、イオン性又は非イオン性の界面活性剤、防腐剤、有機溶媒又は活性剤、-ヒドロキシ酸、-ヒドロキシ酸、-ケト酸、-ケト酸、レチノイド類、アントラリン類、アントラノイド類、過酸化物、ミノキシジル、リチウム塩、代謝拮抗物質、ビタミンDとその誘導体、毛髪用染料又は毛髪用着色料、芳香性アルコール溶液、制汗剤、脱毛用活性剤、パーマネントウエーブ用活性剤、及び色素脱失活性剤から選択されることを特徴とする請求項 9 に記載の組成物。

【請求項 11】

鎮静組成物中への又は鎮静組成物の調製のための、生理学的に許容可能な媒体中の、請求項 1 ないし 3 のいずれか 1 項に記載の 1-アルキル-4,5-ジフェニル-イミダゾールファミリー の少なくとも一の化合物の使用。

【請求項 12】

化合物又は組成物が、敏感肌、不快感、突っ張り感、掻痒、刺激、発赤、温熱感及び/又は炎症感、有利には過敏性及び/又は炎症性及び/又は反応性及び/又は不耐性、特に刺すような痛み、チクチクする痛み、掻痒又は痒み、炎症感、不快感、突っ張り感等のある皮膚及び/又は頭皮及び/又は粘膜の徴候等から選択される、皮膚障害の緩和を意図していることを特徴とする請求項 11 に記載の使用。

【請求項 13】

化粧品用組成物中への又は製薬用組成物の調製のための、生理学的に許容可能な媒体中の、請求項 1 ないし 3 のいずれか 1 項に記載の 1-アルキル-4,5-ジフェニル-イミダゾールファミリー の少なくとも一の化合物の使用であって、化合物又は組成物が男性における自然な抜毛、有利にはアンドロゲン性脱毛症を低減し及び/又は安定化させることを意図している使用。

【請求項 14】

請求項 1 に記載の少なくとも一の化合物を含有する化粧品用組成物を、皮膚及び/又は粘膜及び/又は頭皮に適用し、皮膚及び/又は粘膜及び/又は頭皮と接触させて放置し、場合によってはすすぐことからなることを特徴とする、敏感肌、不快感、突っ張り感、掻

痒、刺激、発赤、温熱感及び／又は炎症感、有利には過敏性及び／又は炎症性及び／又は反応性及び／又は不耐性の皮膚及び／又は頭皮及び／又は粘膜の徴候から選択される少なくとも一の皮膚障害の緩和を意図した、皮膚及び／又は頭皮及び／又は粘膜の美容処理方法。

【請求項 1 5】

過敏性及び／又は炎症性及び／又は反応性及び／又は不耐性の皮膚及び／又は頭皮及び／又は粘膜用であることを意図していることを特徴とする、請求項 1 4 に記載の美容処理方法。

【請求項 1 6】

男性における自然な抜毛の美容処理を意図していることを特徴とする、請求項 1 4 又は 1 5 に記載の美容処理方法。